

## 【裁定委員会】2025年8月6日付け決定

### ① 懲罰対象者

U12 クラブのチームのコーチ

### ② 懲罰の内容

謹責処分とする。

### ③ 懲罰の起算日

2025年8月6日 (幹部会決定の日)

### ④ 懲罰の理由

本協会裁定規程 第3条の定める順守事項に違反した事による  
暴言、ハラスメント、インテグリティまたはフェアプレー等を  
著しく害する行為の事実。

### ⑤ 事案の概要

#### ・所属選手に対する暴言

多くの観衆もいる中で、コート内に立ち入ることのできない場面にも  
関わらずコートに立入り、児童Aの目の前まで行き激高し、強い言葉で  
叱責をした。